

## ○大学院長期履修規程

平成 22 年 3 月 17 日

第 13 回研究科委員会

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 10 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第 27 条に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

### (申請の資格)

第 2 条 長期履修を申請できる者は、博士課程に在学し、長期履修を希望する者とする。

### (申請手続等)

第 3 条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、別に定める期間内に学長に申請しなければならない。

(1) 長期履修申請書（様式第 1 号）

(2) 理由書（様式第 2 号）

### (許可)

第 4 条 長期履修の許可等は、研究科委員会の意見を聴き、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修許可書（別紙様式 3）により通知するものとする。

### (長期履修の期間)

第 5 条 長期履修できる期間は、博士前期課程は 3 年、博士後期課程は 4 年とする。なお、長期履修を許可された者は、博士前期課程は 3 年未満、博士後期課程は 4 年未満での修了は認めないこととする。

### (授業料)

第 6 条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

2 長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、この制度を利用しない学生と同様の授業料を適用する。

### (補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。